第百三十九条の九の次に次の一条を加える。

（投資法人債管理補助者）

第百三十九条の九の二　投資法人は、第百三十九条の八ただし書に規定する場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2　会社法第七百十四条の三から第七百十四条の七まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四条の四第一項第三号中「第四百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第百五十七条第一項」と、同条第二項及び第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同条第二項第二号中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第一項」と、同項第三号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第四項各号」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第二項及び第三項」と、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の八」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定（同項を除く。）中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、第七百四条中」と、「社債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と、」と、「社債権者に対し」」とあるのは「投資法人債権者に対し」」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」と」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十九条の十第二項中「投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者」を加え、「第七百六条第一項、」を「第七百六条第一項」に改め、「並びに」を削り、「又は第八百十条（第八百十三条第二項」を「、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」に改め、「又は第百四十九条の十四」の下に「において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第八百十条第二項（第八百十三条第二項」を「、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項」に改め、「及び第百四十九条の十四」の下に「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「及び第七百九十九条第二項」を「、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」に改める。

第百五十四条の七中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「、清算執行人」を「清算執行人」に改め、「ついて」の下に「、同法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定は清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を、「において」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第百五十四条の四第二項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百六十四条第四項中「第五百二十四条」の下に「、第八百九十三条第一項及び第九百三十八条第二項第四号」を加え、「第九百三十八条第一項中「本店（第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあつては、本店及び支店）」とあるのは「本店」と、同条第二項第一号」を「第八百八十六条中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第一節若しくは第二節若しくはこの節」とあるのは「第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節」とあるのは「同節第一款若しくは第二款」と、同法第八百九十六条第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第九百三十八条第二項第一号」に改め、「第百八条第二項」の下に「「一時清算人又は代表清算人」とあるのは「一時清算執行人又は一時清算監督人」と、同項第三号中「清算人又は代表清算人の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は清算監督人の選任」と」を加える。

第百六十六条第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第二百四十九条第十九号の二において同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その定め

第百七十七条中「、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」を「、第十七条」に改め、「、第二十条第一項及び第二項」、「「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と、」及び「、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）」を削り、「同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」を「並びに」とあるのは「及び」に改め、「、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と」を削り、「第百七十五条」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百七十七条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第二百四条第三項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第二百四十九条中「、事務を承継する投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第二百四十九条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　第百十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百四十九条第二十四号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「投資法人債管理者」の下に「若しくは投資法人債管理補助者」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第九十四条第一項において読み替えて準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧投信法第九十二条第四項若しくは第九十二条の二第五項又は旧投信法第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百十条第七項の請求については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第百十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。